

自主的避難等対象区域（玉川村、石川町）で飲食店を営む申立会社の営業損害について、東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく同年8月分以降の営業損害として、直接請求手続による既払金（年間逸失利益の2倍相当額）を超える損害の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

被申立人による平成27年6月17日付けプレスリリース「法人さまおよび個人事業主さまに対する新たな営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」に基づく平成27年8月以降の営業損害 1163万2826円

2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目に対する和解金として金1163万2826円の支払義務があることを認める。

3 既払金

申立人と被申立人は、被申立人が申立人に対し、金1112万4635円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、当事者双方が各1通保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付す

る。

令和6年8月29日

(仲介委員 飯塚 優子)